

第2章 建設業法の改正について

令和2年10月、改正建設業法が施行されました。
主な改正内容をご紹介します。

▶事業譲渡等の事前認可について

これまで、建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合、譲渡、合併後又は分割後の会社は新たに建設業許可を取り直すことが必要でした。そのため、新しい許可が下りるまでの間に建設業を営むことができない空白期間が生じ、不利益が生じていました。

今回の改正により、事業承継の規定が整備され、事前の認可を受けることで、建設業の許可を承継することが可能になりました。詳しくは、「建設業の許可申請のしおり」をご参照ください。

▶建設業許可基準の見直し

許可取得の要件である「経営業務の管理責任者として経験がある者を有していること」について、令和2年10月より、個人の経験によって能力を担保していたこれまでの考え方を見直され、組織の中で経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有することが求められます。具体的な基準は以下のとおりです。

①建設業に係る経営業務の管理を担当する常勤の役員等として、以下のいずれかの者を置くこと。

(1)建設業の経営に関する経験を5年以上有している者（従来の「経営業務管理責任者」）

・役員等5年　・執行役員等5年　・経営業務補佐経験6年

(2)建設業の役員等の経験2年以上を含む

建設業の管理職の経験を5年以上有している者
〈経験の拡大〉

(3)建設業の役員等の経験2年以上を含む

役員等の経験を5年以上有している者
〈対象業種の拡大〉

○役員を補助する者の配置

…建設業の財務管理、労務管理

及び運営業務について

それぞれ業務経験5年以上の者

②適切な社会保険に加入していること

・健康保険、厚生年金保険、雇用保険について、建設業者がその加入義務が課されている保険に加入しているものであること。

※従業員が4人以下の事業者であり、厚生年金への加入義務がないなど、加入が義務となっていない保険について加入している必要はありません。

▶著しく短い工期の禁止

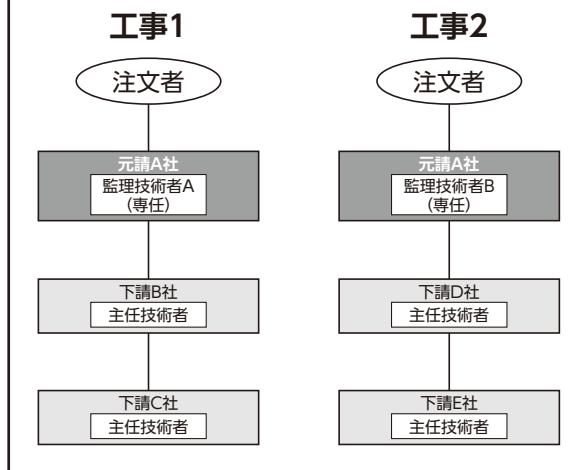
その注文した建設工事を施工するために「通常必要と認められる期間に比して、著しく短い期間（※）」を工期とする請負契約を締結してはいけません。

（※）「工期に関する基準（令和2年7月中央建設業審議会）」等に照らして不適正に短く設定された期間をいいます。

▶ 監理技術者の専任の緩和

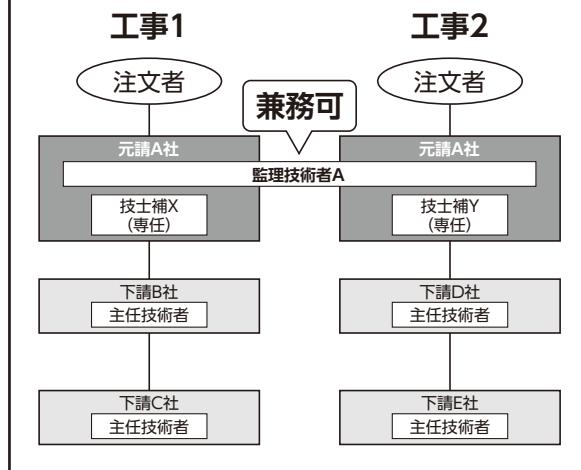
【これまで】

- 建設工事の請負代金の額が3,500万円(建築一式工事にあっては7,000万円)以上である場合について、監理技術者は現場に専任の者でなければならない。



【R2.10～】

- 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務（2現場）を認めることとする。



▶ 主任技術者の配置義務の見直し

【これまで】

本来であれば一次下請Aが置く主任技術者による技術上の施工管理のみで適正施工が確保される場合であっても、全ての二次下請、三次下請（B～E）がそれぞれ主任技術者を置くことが必要。

【R2.10～】

一次下請A社及び二次下請B、D、Eは、その合意により、Aが自ら工事現場に置く主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、本来であればB、D、Eの主任技術者が行うべき技術上の施工管理を行うこととしたときは、B、D、Eは、当該工事現場に主任技術者を置くことを要しないこととする。

（※）適用対象は、3,500万円未満の建設工事（土木一式工事及び建築一式工事を除く。）のうち型枠工事、鉄筋工事に限定

〈一次下請の主任技術者が一括で施工管理をする場合〉

